

ジェネリック（後発）医薬品差額通知を実施します

当組合では組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という）の方へ ジェネリック（後発）医薬品差額通知の送付を行っております

1 実施の背景

当組合においては、組合員等の医療給付費が増加し、短期給付財政に影響が生じております。

そこで、組合員等の自己負担額の軽減や短期給付財政の改善につながる「ジェネリック医薬品」の普及推進を図るために、厚生労働省が推進している「ジェネリック（後発）医薬品差額通知」を実施しております。

2 実施内容

- ① 薬局や病院でお薬をもらっている方のなかで、ジェネリック（後発）医薬品に切り替えることにより、自己負担額の軽減が見込まれる方に「ジェネリック（後発）医薬品差額通知」を送付させていただきます。
- ② 通知が届いた方におかれましては、通知の記載内容をご確認いただき、ジェネリック（後発）医薬品の利用をご検討くださいますようお願いいたします。

※次ページ以降が実際にお送りする通知の見本です。

3 実施時期

毎年7月下旬以降

組合員及び被扶養者 各位

地方職員共済組合

ジェネリック（後発）医薬品差額通知の実施について

日頃より、当共済組合の短期給付事業にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、当共済組合では、組合員及び被扶養者の方の自己負担額の軽減や短期給付財政の改善につながる「ジェネリック医薬品」の普及推進のため、厚生労働省が推進しているジェネリック医薬品の差額通知事業を実施しております。

このたび、令和5年11月～令和6年4月に医療機関等に受診した組合員及び被扶養者の方のうち、当該期間中に処方された医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が一定額以上お安くなる方につきまして、同封の「ジェネリック（後発）医薬品差額通知」を送付させていただいております。

是非とも、通知の内容をご確認いただき、今後のジェネリック医薬品の利用にご協力くださいますようお願いいたします。

ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造・販売される、新薬と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。

病院では医師の診察時、薬局では処方せんを薬剤師に渡す時に「ジェネリック医薬品に変更できますか？」ときいてみてください。

組合員証等をお使いの皆様へ

ご注意ください！

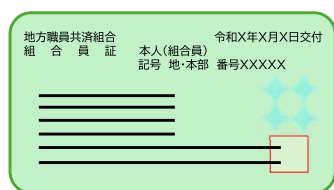
組合員証等は **令和6年12月2日から交付されません** (※1)

これからはマイナ保険証 (※2) で医療機関等を受診しましょう！

※1 組合員証及び被扶養者証(以下「組合員証等」といいます。)は、**令和6年12月2日から、新たな交付は行われません。**

ただし、**現在お使いの組合員証等は、令和6年12月2日以降、最大1年間**(組合員証等に記載の**有効期限または令和7年12月1日まで**)、**使用可能**です。

※2 マイナ保険証とは、健康保険証利用の登録を行ったマイナンバーカードのことをいいます。



~12月1日まで
組合員証等



12月2日から~
マイナ保険証



マイナ保険証の主なメリットは？

1 データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され(※)、データに基づく**最適な医療**(多剤重複投薬・併用禁忌の防止など)が**受けられます**。

※ 初めて受診する医療機関・薬局において、マイナンバーカードを組合員証等として利用し、過去の情報を共有した場合は、**医師・薬剤師に改めて説明する手間を省略**することができ、また、組合員証等で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

2 高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における**限度額**を**超える支払いが確実に免除**されます。

ぜひ一度、マイナ保険証を使ってみませんか？
(当組合ホームページへリンクします)



地方職員共済組合

第1 表面の「ジェネリック（後発）医薬品差額通知」の記載内容の注意点

1 一覧表について

(1)「製薬会社名」欄について

ジェネリック医薬品は、同じ名称であっても、製薬会社が複数存在する場合があり、ジェネリック医薬品の単価は製薬会社で異なります。

(2)「差額A－B」欄について

令和5年11月～令和6年4月に医療機関等（病院、薬局）に受診された際に処方されたお薬のうち、表示されている製薬会社のジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お安くなる自己負担額の差額を記載しております。

※ この差額の合計額が右上に記載されている「お安くなる額」です。

2 院内処方の場合について

院内処方によりお薬を受け取っていた方が、院外薬局でお薬を受け取ることに変更した場合、処方せん料などの諸費用が別途かかります。そのため、お薬の金額はお安くなっても、個人負担総額ではお安くない場合がありますのでご注意ください。

3 その他

(1) 医療機関等によってはジェネリック医薬品の取扱いがない場合があります。

(2) 医師に対し、ジェネリック医薬品の処方を求めることはできますが、どの製薬会社のジェネリック医薬品にするかを選ぶことはできません。

そのため、同じジェネリック医薬品名であっても、表示されている差額までお安くない場合があります。

(3) 医師が発行した処方箋に、ジェネリック医薬品の名称が記載されていなくても、処方箋の中の「後発品への変更不可」欄に医師のサインがなければ、調剤薬局の薬剤師とご相談のうえ、ジェネリック医薬品を選ぶことができます。

(4) 市町村からの公費助成を受けている方など、医療費の自己負担額が発生しない方に対しても、この文書が届く場合があります。

院内処方でお薬を受け取っている方は、かかりつけの医師に、院外薬局でお薬を受け取っている方は、調剤薬局の薬剤師にご相談ください。

第2 差額通知の内容の問い合わせ先

株式会社オークス おくすり相談室

電話：0120-332-069

もっと詳しく
知りたい場合は？



医師・薬剤師に、
お気軽にご相談ください。



ジェネリック医薬品は医療用医薬品ですから、病院や診療所の医師による処方せんが必要です。詳しくは、かかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。

【お問い合わせ】

- 厚生労働省
TEL 03-5253-1111
- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA)
(くすり相談窓口)
TEL 03-3506-9457
- 公益社団法人日本薬剤師会 (くすり相談窓口)
TEL 03-3353-2251
- 日本ジェネリック製薬協会
TEL 03-3279-1890
- 一般社団法人日本保険薬局協会
TEL 03-3243-1075
- 一般社団法人日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会
TEL 03-3438-1073
- NPO法人 ジェネリック医薬品協議会
TEL 0557-52-4886

●ジェネリック医薬品に関する情報は

 厚生労働省

お薬を使うすべての方に知ってほしい制度です。



医薬品副作用 被害救済制度

医薬品は正しく使っていても、副作用の発生を防げない場合があります。

そこで、医薬品（病院・診療所で処方されたものの他、薬局等で購入したものも含まれます。）を適正に使用したにもかかわらず、その副作用により入院治療が必要になるほどの重篤な健康被害が生じた場合に、医療費や年金などの給付を行う公的な制度が、医薬品副作用被害救済制度です。

●この制度に関する情報は

 独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

または

ジェネリック医薬品の選択は、
自己負担の軽減だけでなく、医療費
全体の抑制にもつながります。

ジェネリック医薬品を
使ってみませんか！
厚生労働省も使用を推奨しています。



ジェネリック医薬品は、これまで使われてきたお薬の特許が切れた後に、同等の品質で製造販売される低価格のお薬です。



厚生労働省

どのくらい 安い？



お薬の価格は5割程度、
中にはそれ以上
安くなる場合もあります。



新しい医薬品は開発に長い時間と多くの費用がかかりますが、ジェネリック医薬品は開発期間が短くて済むので、その分価格が安くなります。

※窓口でお支払いいただく患者負担金は、お薬の費用のほか、調剤料などが加わります。

効き目は 確か？



効き目はもちろん、
安全性も同等ですので、
安心して使うことができます。



ジェネリック医薬品は、これまで効き目や安全性が実証されてきたお薬と同等と確認された上で、製造、販売が認可されています。

種類は あるの？



さまざまな病気や
症状に対応して
います。



高血圧や高脂血症のお薬、糖尿病のお薬など、さまざまな病気や症状に対応しています。カプセル、錠剤、点眼剤など形態も豊富です。

※すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。